

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 事業者は、整備管理者を選任するときは、あらかじめ、地方運輸局長の許可を受けなければならない。**（道路運送車両法第52条）**

（ × ）

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法における運賃では、児童福祉法の適用を受ける者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回る額とすることが出来る。

（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法）

（ × ）

3. 旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転手を常時選任しておかなければならない。**（運輸規則第35条）**

（ ○ ）

4. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

（運輸規則第44条）

（ ○ ）

5. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送適正化事業実施機関より、旅客からの当該事業者に関する苦情について文書もしくは口頭による説明の求めがあった場合、正当な理由がなければこれを拒むことは出来ない。

（道路運送法第43条の4）

（ ○ ）

6. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。
(運輸規則第18条) (×)
7. 整備管理者は、法令に基づいて定めた方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)
(○)
8. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)
(○)
9. 早朝の出庫で運行管理者が出勤できない等のやむを得ない場合を除き、点呼は対面で実施しなければならない。(運輸規則第24条)
(×)
10. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。(道路運送法第27条)
(○)
11. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、あらかじめ旅客にその旨を通知した上で通過しなければならない。(運輸規則第50条)
(×)
12. 一般旅客自動車運送事業者は、経由地が営業区域内である場合を除き、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)
(×)
13. 事業者の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。(運輸規則第50条)
(○)
14. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両総重量5トン以上の自動車に限り、運行記録計を備えなければならない。(運輸規則第26条)
(×)
15. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(運輸規則第7条の2)
(×)

II. 道路運送法に関する次の条文について、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

- ・国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、(**キ**) を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。
 - ① (**イ**) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の (**エ**) するおそれがあるものであるとき。
 - ② 特定の旅客に対し不当な (**ケ**) 取扱いをするものであるとき。
 - ③ 他の事業者との間に不当な (**ク**) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 金額	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 優先的
カ. 違反	キ. 期限	ク. 競争	ケ. 差別的	コ. 連携
サ. 条件	シ. 利便を向上	ス. 協議会	セ. 会社個々の	ソ. 適合

III. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

- ・旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により (**ク** または **セ**) を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに (**コ**) の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
 - ① 道路運送車両法の規定による (**キ**) 又はその確認
 - ② 運転者に対しては、(**カ**) の有無
 - ③ 運転者に対しては、疾病、疲労、(**シ**) その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - ④ 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

ア. 自動車の登録	イ. 運行指示書	ウ. 他社	エ. 事故歴	オ. 運動不足
カ. 酒気帯び	キ. 点検の実施	ク. 点呼	ケ. 教育	コ. 事業用自動車
サ. 健康診断	シ. 睡眠不足	ス. 指示	セ. 点呼	ソ. 安全な運転

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)

答. 名義

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。(運輸規則第3条)

答. 一年

3. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、（ ）の負担とします。(標準運送約款第14条)

答. 契約責任者

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答. 五年

5. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。(道路運送法第29条の3)

答. 公表

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない。 (×)
- ② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる。 (×)
- ③ 2つの割引条件に該当する場合は、2つの割引を積算して運賃を算出しなければならない。 (×)
- ④ 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。 (○)
- ⑤ 大型車の区分の基準は、車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上である。 (○)

VI. 旅客自動車運送事業の欠格事由に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第7条)

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- ・許可を受けようとする者が一年以上の（ エ ）又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ク ）を経過していない者であるとき。
- ・許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は（ ス ）自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の（ オ ）する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の（ シ ）又は支配力を有する者を含む。）として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

ア. 事業停止処分	イ. 一般貨物	ウ. 罰金刑	エ. 懲役	オ. 業務を執行
カ. 運行を管理	キ. 取消し	ク. 五年	ケ. 経済力	コ. 特定貨物
サ. 一年	シ. 職権	ス. 特定旅客	セ. 三年	ソ. 減給処分